

# 「働き方改革」に取り組む事業主の皆さまを支援します。

ご希望の事業主様には専門家の派遣も行ってあります。

## 働き方改革関連法3つのポイント

### 1 時間外労働の**上限規制**が導入

**施行** 2019年4月1日～ ※中小企業は、2020年4月1日～

時間外労働の上限について、**月45時間**、**年360時間**を原則とし、**臨時的な特別な事情**がある場合でも年720時間、単月100時間未満(休日労働含む)、複数月平均80時間(休日労働含む)を限度に設定する必要があります。



「時間外労働の上限規制 わかりやすい解説」 QR

### 2 年次有給休暇の**取得義務化**

**施行** 2019年4月1日～

使用者は、10日以上の子年次有給休暇が付与される全ての労働者に対し、**毎年5日**、**時季を指定**して有給休暇を与える必要があります。



「年5日の年次有給休暇の確実な取得 わかりやすい解説」 QR

### 3 不合理な**待遇差の禁止**



**施行** 2020年4月1日～ ※中小企業におけるパートタイム・有期雇用労働法の適用は、2021年4月1日～

同一企業内において、正規雇用労働者と非正規雇用労働者(パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者)の間で、**基本給**や**賞与**などの**個々の待遇ごとに**不合理な待遇差が禁止されます。



「解説動画・取組手順書・業界別マニュアル」 QR

◆ご相談及び出張相談・セミナーご希望の場合は、下記にご記入のうえFAXでお送りください。

FAX 0952-26-4107 お申し込みはお電話でも結構です。(0120-610-464フリーダイヤル)

貴社名		TEL	
所在地			
<input type="checkbox"/> 相談希望日時 <input type="checkbox"/> 訪問希望日時	令和 年 月 日 時		
ご相談内容(該当する項目に✓を御記入ください。)			
<input type="checkbox"/> 正規・非正規雇用労働者の不合理な待遇格差の禁止について	<input type="checkbox"/> 時間外労働の上限規制について		
<input type="checkbox"/> 働き方改革関連法全般について	<input type="checkbox"/> 助成金について		
<input type="checkbox"/> 年次有給休暇の取得について			
<input type="checkbox"/> その他			